

ixMark 利用規約

第 1 条. (利用規約の適用)

ixMark 株式会社（以下「当社」といいます）が提供する ixMark（以下「本製品」といいます）、この利用規約（以下「本規約」といいます）に基づいて提供され、本規約は本製品をご利用になるすべての方に適用されます。

第 2 条. (本製品の提供範囲)

1.本製品の利用によって、提供されるものは契約者の契約した保存領域及び、そのアクセスのためのソフトウェア及びユーザアカウントとなります。
2.本製品の提供は日本国内に限ります。

第 3 条. (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用されます。

- 「ixMark」とは、当社又は当社の委託先が、当該サービスに関連するハードウェア及びソフトウェアを利用して管理運営するデータセンターに、インターネットを通じてデータを保存する指しします。
- 「データセンター」とは、当社が本製品を提供するにあたり、当社または当社の委託先が設置、運営する電気通信機器設備を指します。
- 「販売パートナー」とは、本製品の紹介、本契約締結の仲介を行う当社が指定する事業者を指します。
- 「契約者」とは、本契約を当社と締結した法人または団体を指します。
- 「ユーザ」とは、契約者と雇用その他の契約関係にある個人で、当該契約者が締結した本規約に基づき本製品を利用する者を指します。
- 「ユーザ ID」とは、パスワードと組み合わせユーザを識別する符号であり、本製品のアクセス利用に必要なものを指します。
- 「パスワード」とは、ユーザ ID と組み合わせユーザを識別するために用いられる符号を指します。
- 「販売アカウント」とは、本製品の紹介、本契約締結の仲介を行うユーザ ID に係るパスワードの一組を指します。
- 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税及び地方税法の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額を指します。
- 「基本月額費用」とは、本製品の対価として契約者により支払われる料金を指します。
- 「料金等」とは、基本月額料金その他の登録情報及びこれに係る消費税等相当額を指します。
- 「契約申込書」とは、当社所定の ixMark 利用契約申込書を指します。
- 「申込者」とは、第 4 条に基づく利用申込みを行った方を指します。
- 「当社 Web サイト」とは、当社のホームページを指します。
- 「利用開始日」とは、本規約に基づき、当社より契約者に対して本製品の提供が開始された日 を指します。
- 「追加変更日」とは、第 5 条に基づきなされた追加申込み内容に従い、オプションの追加が行われる日 を指します。
- 「解約日」とは、第 21 条に基づきなされた解約申込みに基づき、本契約が解約される日 を指します。

第 4 条. (契約の成立等)

- 本製品の利用申込みは、次のいずれかの方法によりなされるものとします。
 - 希望ストレージ容量、及びオプション内容（以下、「オプション」といいます）、希望利用開始日その他必要事項を記載の上、契約申込書を当社へ直接又は販売パートナーを通じて提出する方法
 - その他当社が別途定める方法
- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本条第 1 項に基づく利用申込みを承諾しないことがあります。
 - 当社の業務上または技術上著しい支障がある場合
 - 申込者が本規約に違反するおそれがあることと当社が判断した場合
 - 契約申込書に虚偽の事実が記載・入力されている場合または不備があった場合
 - その他利用申込みの承諾を不適当と当社が判断した場合

第 5 条. (オプションの追加方法)

- 本規約成立後、契約者がオプションの追加を希望する場合には、次のいずれかの方法により、追加申込みを行うものとします。また、オプション（ソフトウェアの設定変更に限る）の追加が行われるのは当社が契約申込書の受領から 5 営業日後となります。
 - 契約申込書に追加後のオプション変更内容、希望追加変更日その他必要事項を記載の上、直接当社又は販売パートナーを通じて提出する方法
 - その他当社が別途定める方法

本条第 1 項に基づく追加申込みが行われた場合において、当社が、契約者の希望追加変更日の前日までに、当該追加申込みを拒否する旨の通知を当該契約者に対して行わないときは、契約者の当該追加申込みは承諾されたものとします。なお、当社は自らの裁量で当該追加申込みを拒否することができるものとします。

3.契約者は、追加変更日と同じ月に解約日が属することとなるような第 21 条に基づく解約申込みをすることはできません。

第 6 条. (販売パートナーによる業務遂行)

- 本契約が販売パートナーの仲介より成立した場合には、第 5 条の追加申込み、若しくは第 21 条の解約申込みの受付手続、第 15 条の料金等の請求手続、第 20 条に基づく契約者からの通知の受領または本契約期間中の当社からの通知の全部若しくは一部を当該販売パートナーが当社に代わって行うことがあります。
- 販売パートナーにより本条第 1 項の業務が行われている場合において、当社が当該販売パートナーの当該業務遂行の継続を困難であると判断したときには、契約者へ通知の上、当該業務の全部または一部を、当社または当社が指定する別の販売パートナーによって実施することとし、契約者はこれに同意するものとします。

第 7 条. (本製品最低利用期間)

- 本製品の最低利用期間は、課金開始日から 1 年とし、その期間中は本契約を解約することはできません。また、契約者は、第 5 条に基づく追加申込みを行う場合には、それぞれ、当該追加申込みに係る追加変更日所属する月の翌月末日までは、同契約申込書を解約することはできません。
- 新規お申込みの際に、お試プランが選択されている際には、同プランの条件に準じます。

第 8 条. (契約主体)

- 本規約は、当社または販売パートナーとユーザとの間に直接の契約関係を発生させるものではなく、当社または販売パートナーは個々のユーザに対していかなる責任を負わないものとし、契約者は、本規約においてユーザの義務及び責任として記載されている事項をユーザに対して遵守させ、かつ、ユーザの行為を管理・指導しなければならないものとし、
- ユーザによる本製品の利用は契約者による本製品の利用とみなし、契約者はユーザの行為に関して一切の責任を当社に対して負うものとし、

第 9 条. (情報の管理)

1.ユーザは、本製品を使用して送受信する情報については自己の責任と費用にてデータセンターの事故や設備故障等による消失を防止するために必要な措置をとるものとします。また、契約者及びユーザは、やむを得ない事由によりデータセンターが故障した場合、自己の情報が消失することがあることをあらかじめ承諾します。

2.本製品を使用して利用するデータに個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 2 9 年 5 月 3 0 日法律第 5 7 号）の理念を基準とする）が含まれる場合、契約者およびユーザは「重要な情報」であることを認識し、自己の責任において管理するものとします。

3.本サービスを提供するデータセンターに関しては、利用状況に応じて当社にて変更ができるものとし、データセンター自体の特定ができる情報は開示しないことに了承するものとする。

第 1 0 条. (利用責任)

ユーザは、利用セッション終了後に必ずユーザアカウントから終了又はログオフするものとします。ユーザアカウントが不正に使用された場合若しくはその他セキュリティ上の問題点を発見した場合、それらが疑われる場合には、直ちに指定するサポート窓口にその旨を通知するものとします。

第 1 1 条. (サービスに関連する許諾ソフトウェア)

1.契約者及びユーザは、別途当社が明示的に指定したアプリケーションソフトウェア（以下「許諾ソフトウェア」といいます）を、インストールの上、使用することのできるものとします。ただし、当社は、各許諾ソフトウェアについての継続使用を保証するものではなく、当社の判断で予告なく許諾ソフトウェアであったものを、許諾ソフトウェアの対象外とすることがあります。

- 本条第 1 項に基づき許諾ソフトウェアをインストールしようとする場合においては、以下の事項を遵守しなければならないものとし、
 - ユーザは、インストールした許諾ソフトウェアを本製品の利用の目的にのみ使用し、その他の目的には一切使用しないものとします。
 - ユーザは、自己が使用するパーソナルコンピュータに許諾ソフトウェアをインストールすることはできませんが、いかなる方法によっても許諾ソフトウェアに、第三者に対して譲渡、貸借、担保権の設定をするなど一切の処分をしてはならないものとします。ユーザは、自らのユーザアカウントが停止された場合には、直ちに、自己が管理するすべての許諾ソフトウェア（そのコピーを含みます）を消去し、その使用を終了しなければなりません。
 - ユーザは、許諾ソフトウェアを利用して提出または保管された資料が、第三者の知的財産権、その他の財産権を侵害するものではないことを保証します。

第 1 2 条. (所有権)

ユーザがデータセンターに送信した、または自己のユーザアカウントに保存したデータ、資料、情報等（個人情報を含む）（以下「本データ」といいます）の所有権は契約者とユーザの関係に応じ、契約者またはユーザに帰属するものとします。

第 1 3 条. (制限事項)

- 審判による当社の事前の許可を得ない本製品の再販は禁止されています。また、ユーザは当社と別途合意をした場合を除き、いかなる形式においても、本コンテンツの複製、ライセンス付与、販売、譲渡、転送、提供、配布、発行、割当などを第三者に対して行うことはできません。
- ユーザは、本製品に使用されている許諾ソフトウェアを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングをしてはならず、その他かかる許諾ソフトウェアのソースコード、構造、アイデアを解明するような行為を行ってはならないものとします。また、ユーザは、かかる許諾ソフトウェアを変更・改変する行為、許諾ソフトウェアに組み込まれているセキュリティデバイス又はセキュリティコードを破壊するような行為など、当社による本製品の提供または、その他の当社の事業を妨害する行為を行ってはならず、また第三者がかかる行為を行うことを助長する行為を行ってはならないものとします。
- ユーザは、法令若しくは公序良俗に反するデータの送受信、第三者の名誉やプライバシーその他の権利を侵害すること、または第三者に経済的・精神的損害を与えることを目的とするようなデータの送受信を行わないものとします。また、警察・捜査機関又は倫理的・問題ある情報などを本製品を通して掲載、開示又は第三者に提供しないものとします。
- 契約者の地位は、風人的に与えられるものであり、当社が許可なく第三者に譲渡すること、担保に供することその他一切の処分をすることはできません。

第 1 4 条. (料金等体系)

- 本製品に係る料金等体系は、申込時に定めたとおりとします。
- ただし、当社より料金の改定案内があった以降は、改定内容が適用されることに了承するものとします。

第 1 5 条. (料金等の支払い)

- 当社または販売パートナーは各月の料金等を、第 16 条に基づき計算し、毎月月末に当該料金等に係る請求書を契約者に対して発行します。
- 契約者は、本条第 1 項に基づく請求書を受領したときは、当該請求書発行の翌月末までに当該請求書に係る料金等を当社または販売パートナーが別途定める方法にて支払うものとします。
- 振込手数料はユーザ（契約者）負担とします。
- 本製品の特性上、データ保存容量に関して契約権を超える場合、当社にて一時的に開催の変更をさせていただきます。契約者にご連絡いたします。ご連絡後も契約変更内容のご連絡をいただけない場合は、翌月より請求額を変更させていただく場合がございます。

5. 将来利用期間分(年払いなど)の割当金払った時点で、同利用期間分の契約が成立したものとしい、いかなる場合もご返金しないものとします。

第 1 6 条. (利用料金の計算方法)

- 基本月額料金は暦月単位とし、毎月 1 日から当月末日までの 1 ヶ月分を月額料金として算定します。
- 利用開始が月の途中である場合、本製品利用料金については当月から利用開始として計算し、日割り料金等は計算しないものとします。
- 追加変更日の属する月については、従前のストレージ容量及びオプションに係る月額サービス利用料金が課金され、本条第 2 項同様当月 1 日から、追加後に係る月額サービス利用料金の課金が始まり、料金が減額となる場合は、翌月請求分からの課金適応とし、日割り料金等は計算しないものとします。

第 1 7 条. (情報の取扱い)

- 当社は、販売パートナーは潜在顧客の誘引、会社紹介等本製品の拡販またはレファレンスを目的として、紙媒体・電子媒体を問わず、契約者が本製品を利用していることを、当該契約者の名称を使用の上、言及することができるものとします。ただし、事前に契約者からの同意がある場合に限るものとします。
- ユーザが本製品を使用した時点で、使用に関する統計情報を収集または精度向上の目的で、本製品の使用に際し、当社が、ユーザ情報、システムログ、トラッキングデータなどの各ユーザアカウントに保存したデータ以外でのシステム利用情報等の情報にアクセスすることに同意するものとします。

第 1 8 条. (クッキー)

当社は、クッキー（許諾ソフトウェアによってユーザが本製品に接続したことがあるかどうかを確認することができるものをいいます）を使用して、本製品で使用されたユーザ ID の保存や検索をし易くすることができるものとします。また、当社は特定のセッションの間でクッキーを発行することができるものとします。

第 1 9 条. (ユーザアカウント情報及びデータ)

当社は、契約者またはユーザから事前の承諾を得たうえ、本製品の提供に関する技術上の問題に対処する目的で、ユーザアカウント及びそこに保存されているデータにアクセスすることができるものとします。ただし、当社が本製品の提供にあたり緊急を要すると判断した場合には、契約者またはユーザからの事前の承諾を得ることなく、ユーザアカウント及びそこに保存されているデータにアクセスできるものとします。

第 2 0 条. (契約者からの通知)

- 契約者は、以下の場合には、遅滞なく当社または販売パートナーにその旨を通知するものとします。
 - 当社または販売パートナーに届けたい契約者の登録事項に変更があったとき
 - 契約者が、合併の決議をしたとき
 - 契約者が、本規約を他の法人に譲渡する旨の事業譲渡を決議したとき
 - 契約者が、本規約が他の法人に継承される旨の会社分割を決議したとき
 - 契約者の代表者等が変更されたとき（この場合には、当該変更を証する書類とともに当社に通知するものとします）
- 本条第 1 項(2) から (4)に定める合併、事業譲渡または会社分割の効力が発生した場合には、遅滞なく、合併後の法人、事業譲渡により本規約の譲渡を受けた法人または会社分割により本契約を承継した法人は、従前の契約者の地位を有効に承継したことを証する書類を当社または販売パートナーに対して提出しなければならないものとします。

第 2 1 条. (本契約の解約)

1.契約者は、本契約を解約しようとするときは、希望解約日の前月最終営業日まで、当社所定の ixMark 契約申込書を当社へ直接または販売パートナーを通じて当社に提出するものとします。ただし、第 7 条にて定めた最低利用期間については、本契約の解約はできないものとする。

2.本条第 1 項に基づき契約者から ixMark 解約申込書が当社に提出された場合には、当該希望解約日に本規約は解約され、本製品の提供は終了できるものとし、

3.本契約が解約された場合には、当社はすべてのデータを削除できるものとし、

第 2 2 条. (本規約の解除)

1.以下の事由が発生した場合、当社は契約者に電子メールその他当社が定める方法で通知することによって直ちに利用契約を解除のうえ、契約者に対する本製品の提供を停止し、ユーザのユーザアカウント及び本製品内のすべてのデータを削除できるものとし、

- 契約者またはユーザが本規約に違反した場合
- 契約者に関して、破産、民事再生、会社更生その他の倒産手続の申立てがなされた場合
- 契約者が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- 契約者が租税公課の滞納処分を受けた場合
- 契約者の財産について差押、強制執行または競売の手立てがある等、その信用状態が明らかに悪化した場合
- 契約者が支払いを停止した場合または小切手若しくは手形の不渡りを発生させた場合
- 契約者が、営業の廃止若しくは解散の決議をし、または官公庁から業務停止の処分を受けた場合

8. 第 21 条の場合における、合併後の法人、事業譲渡により本規約の譲渡を受けた法人または会社分割により利用契約を承継した法人が、反社会的勢力に関連する法人であることと当社が判断した場合

2.本条第 1 項に基づき本契約が解除された場合であっても、当該解除日が属する月に係る月額サービス利用料金をお支払いいただきます。

第 2 3 条. (本製品の一時停止、変更又は廃止)

1.本製品は本製品の提供に必要なメンテナンスを行うため、事前に当社 Web サイト上に掲示又はコーポレート管理者若しくはサブ管理者に電子メールにて通知することによって、契約者による本製品の利用を一時的停止することができます。ただし、緊急の場合は事前の通知をすることなく一時停止することができます。

- 当社は当社の都合により本製品の種別および内容の全部または一部を一時的または永続的に変更することがあります。
- 当社は、契約者に対し廃止する日の 1 ヶ月前までに電子メールその他当社が定める方法による通知を行うことによって、本製品の全部を廃止することができるものとします。この場合には、当該廃止日に本製品は解約され、当該廃止日以降、当社は、契約者またはユーザのユーザアカウント及び本製品内のすべての本データを削除できるものとします。

第 2 4 条. (免責事項等)

- 本製品は、ユーザのインターネットの利用環境によっては利用できないことがあります。申込みの際は当社 Web サイト上に掲示する本製品の利用システム条件など基本的な技術事項を満たす必要があります。ただし、本項に規定する基本的技術事項は本製品利用の最低限の条件にすぎず、本製品の動作環境を保証するものではありません。
- 契約者またはユーザが送受信したデータ、資料、情報等(個人情報を含む)（本データを含みます）に対する不正アクセスや改ざんにより生じた損害及び本製品を通じて行った契約者の取引に関して生じた損害について賠償する義務を、当社は一切負わないものとします。
- 当社は、本製品からリンクされている、インターネット上のいかなるサイトについても何らの保証を行わないものとします。これらのリンクは契約者またはユーザの便宜を図る目的からのみ提供されているものであり、どのような状況においても、これらのリンク先サイト上にある、またはそこから利用できるコンテンツ、製品、その他の資料に対する責任を当社一切負わないものとします。
- 本製品は「現状の状態で提供され、本製品の品質及びパフォーマンスに起因する一切のリスクは契約者及びユーザが負うものとします。また当社は、本規約において明示的に表明または保証している事項を除き、次の事項を含む、いかなる事項についても表明または保証を行うものではありません。
 - 本製品がタイムリに送切れない・利用でき、エラーが発生することなく、いかなるハードウェア、ソフトウェア、システム、データと組み合わせたときであっても動作すること。
 - 本製品が契約者の要求、期待又は特定目的に合うものであること。
 - 本製品を通じて購入または取得した製品、サービス、情報、その他資料の品質が、契約者の要求、期待または特定目的に合うものであること。
 - クライアント環境に起因するエラーや不具合が将来修正されること。
 - データセンターまたは本製品を構成する機器の完全性、正確性、確実性。

第 2 5 条. (支払遅延)

契約者は料金等について、2 利用月連続して支払いが滞った場合、当社は事前通告なしにサービスを停止することができるものとします。また、その際には保存されているデータは保証いたしません。

第 2 6 条. (機密保持)

契約者は本契約期間中であるが、本契約終了後であるかを問わず、本製品の利用を通じて知った当社の業務上の機密情報については、これを厳重に保持し、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

第 2 7 条. (通知)

- 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社 Web サイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。当社からの通知情報を確認しなかったことによる不利益を被った場合でも、当社は契約者に対して一切責任を負わないものとします。
- 本条第 1 項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社 Web サイトへの掲載の方法により行う場合には、当該通知はそれぞれ電子メールの送信日または通知内容が当社サーバに入力された日に行われたものとします。

第 2 8 条. (本規約の変更)

- 当社は、本規約を変更することがあり、本規約が変更された場合には、改定後の本規約の条件・内容が適用されるものとします。
- 変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社 Web サイトに掲載した時より、効力を生じるものとします。

第 2 9 条. (管轄裁判所)

本製品または本契約に関連して、契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 3 0 条. (準拠法)

本規約に関する準拠法は日本法とします。

第 3 1 条. (協議)

本規約に記載のない事項及び本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議し円満に解決するものとします。